

近組 2023-030 号

2023 年 11 月 20 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、学長等、管理職教員の選出方法について説明を求める。

貴法人は、本組合による累次要求にもかかわらず、学長選挙を実施しないばかりか、選出方法や選出理由の説明すらしていない。近畿大学職制（以下、職制）第 4 条第 2 項に「学長は、理事会の議を経て、理事長において任命される」とあるが、理事会の審議により、いかなる理由で学長を選出したのか、合理的な説明がなされていない。理事会の審議のみで教学のトップである学長を選出するということから、貴法人の教学軽視の姿勢は明らかである。こうした教職員や学生の意向をまったく無視した非民主的な選出方法を改め、次期学長から選挙による選出に改めよ。それができない場合は、その理由を説明するとともに、次善策についても検討せよ。併せて、現学長の選出理由も説明せよ。

また、副学長・副学長補佐については、「学長の推薦に基づき理事長において任命される」（職制第 4 条の 2・3）とのことであるが、学長による推薦理由を開示せよ。

なお、学部長については、職制第 6 条第 2 項に、「学部長は、別に定める学部長候補者選挙規程により推薦された者のうち学長が指名した者を理事長が任命する」とあるが、これでは選挙で選ばれた者が任命されない可能性もある。学長や理事会による恣意性を排除し、選挙結果通りに任命されるよう改めよ。

加えて、副学長以外にも学長の推薦によって選出される管理職（短大学長、高専校長、附属学校長、幼稚園長等）があるが、学長が実際にすべてを推薦できるとは考えがたい。実際の選出方法を説明するとともに、学長による推薦理由を開示せよ。また、職制に選出方法が明示されていない管理職（学部長代理、学部長補佐、学科長、大学院部長、大学院研究科長、学生部長、図書館長等）については、選出方法を説明せよ。

11 月 30 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上